

相続税の節税対策リスト



相続税は、亡くなった人（被相続人）の遺産を相続する人（相続人）が納める税金です。相続税の節税対策は、早くはじめるほど有効です。その方法は、大きく3つに分類できます。具体的な対策方法をチェックしてみてください。

1 財産のそのものを減らす

●生前贈与する ●相続税法上の特例を使う ●消費する

2 財産の評価額を下げる

●時価と相続税評価の相違を狙う ●相続税法上の特例を使う

3 その他の方法

●非課税枠を使う ●税額控除を使う ●その他

※本内容は2026年5月現在の情報です。法令や条例等の改正により、掲載内容が変更になる場合があります。

1 財産のそのものを減らす

●生前贈与する

☐ 暦年贈与する

年間110万円までは非課税で贈与でき、相続人に対しては、相続開始前7年より前の贈与は相続財産から除外できる（→本書P.172）。また、相続人でなければ、すべての贈与を相続財産から除外できる。

☐ 相続時精算課税制度を選択する

相続時、年間110万円を超えるすべての贈与分は相続財産に加算され、贈与時の時価で持ち戻し計算される。そのため、財産の評価額が将来的に上昇するもの（株式や不動産など）を生前贈与すれば節税になる（→本書P.176）。

●相続税法上の特例を使う

☐ 贈与税の配偶者控除を利用する

婚姻期間20年以上であれば、自宅そのものまたは自宅を購入する資金のうち2,000万円まで非課税にできる（→本書P.178）。

☐ 住宅取得等資金の贈与の特例を利用する

直系卑属（子、孫など）に対する住宅取得資金の贈与について、省エネ、耐震、バリアフリーの家屋は1,000万円まで、それ以外は500万円まで非課税にできる（→本書P.180）。ポイントは贈与、居住開始、申告のタイムスケジュール。

贈与	住宅を購入する前に贈与する
居住開始	贈与を受けた翌年3月15日までに住み始める
申告	贈与を受けた翌年3月15日までに贈与税の申告を行う（納税の有無にかかわらず）

☐ 教育資金の一括贈与の特例を利用する

直系卑属（子、孫など）に対する教育資金を一括で贈与する場合、1,500万円（そのうち学校以外は500万円）まで非課税にできる。なお、贈与者が亡くなったあとも、教育資金として利用できる（→本書P.182）。2026（令和8）年3月31日に終了したが、期間内に口座を契約したものについては、2026（令和8）年4月1日以降も非課税の扱いとなる。

☐ 結婚・子育て資金の一括贈与の特例を利用する

直系卑属（子、孫など）に対する結婚・子育て資金を一括で贈与する場合、1,000万円（そのうち結婚資金は300万円）まで非課税にできる。なお、贈与者が亡くなったあとも、結婚・子育て資金として利用できる（→本書P.182）。

☐ 特定贈与信託を設定する

特定贈与信託（特定障害者の人の生活安定のために、家族・親族などが財産を信託会社に信託し、信託会社がその財産を管理・運用するもの）を特別障害者の人が設定すると、6,000万円まで非課税となる。

●消費する

☐ 生活費や教育費をその都度負担する

扶養義務者（配偶者、直系血族および兄弟姉妹等）相互間における生活費または教育費に、贈与税はかからない。ただし、まとめて負担するのではなく、学費であれば入学金の請求書が届いたときにその金額の範囲で援助するなど、その都度負担することが大切。

☐ 子や孫の結婚にかかる費用を負担する

結婚式や披露宴の費用、婚姻時の家具・家電の購入費、出産費など、必要なときにその都度負担すれば、扶養義務者（配偶者、直系血族および兄弟姉妹等）相互間におけるこれらの費用負担に、贈与税はかからない。

☐ 公益法人等へ生前に寄付する

公益財団や学校法人などの公益法人等への寄付は、将来の相続財産を減らすだけでなく、所得税の節税になることもある。また、遺言書を作成し、特定の公益法人等に財産を遺贈した場合は相続税の節税になる。

☐ お墓（仏具や墓地等）を生前に購入する

お墓（仏具や墓地等）は相続税法上、非課税財産。生前に購入することで、将来の相続財産を減らすことができる。

☐ 自宅を生前に修繕する

生前に修繕を行うことで、将来の相続財産を減らすことができる。

2 財産の評価額を下げる

●時価と相続税評価の相違を狙う

☐ マンションを購入する

実際の取得価額に比べて、マンションを構成する土地、家屋の評価額のほうが低い※ため、現金または融資によりマンションを購入すると節税になる（→本書P.158）。

※幅はあるが、約1億円のマンションの評価額は6割程度。

※令和8年度（2026年度）の改正により、相続開始前や贈与前の5年以内に購入した貸付用不動産については、通常の取引価格（基本的には購入価額の80%）で評価される。

☐ アパートを建築する

実際の取得価額に比べて、アパートを構成する土地、家屋の評価額のほうが低い※ため、現金または融資によりアパートを建築すると節税になる。アパートは貸家なので、さらに30%減額できる(→本書P.158)。

※幅はあるが、約1億円のアパートの評価額は6割程度。

※令和8年度(2026年度)の改正により、相続開始前や贈与前の5年以内に購入した貸付用不動産については、通常の取引価格(基本的には購入価額の80%)で評価される。

☐ 自宅を建て替える

実際の取得価額に比べて、自宅を構成する土地、家屋の評価額のほうが低い※ため、現金または融資により自宅を建築すると節税になる。

※幅はあるが、約4,000万円の自宅の評価額は6割程度。

☐ アパートの空部屋を減らす

アパートの評価額は、貸家と土地の評価額の合計。賃貸割合が増えると減額割合も大きくなり、評価額が低くなるので節税になる(→本書P.158)。

貸家の評価額 = 固定資産税評価額 × (1 - 借家権割合 × 賃貸割合)

土地の評価額 = 自用地的評価額 × (1 - 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合)

※令和8年度(2026年度)の改正により、相続開始前や贈与前の5年以内に購入した貸付用不動産については、通常の取引価格(基本的には購入価額の80%)で評価される。

☐ ゴルフ会員券を購入する

相続時、取引価格の7割の金額で評価される。

☐ リゾート会員券を購入する

相続時、取引価格の7割の金額で評価される。

☐ 土地を購入する

相続時、路線価は公示価格(国土交通省が発表している土地の価格で、土地取引や資産評価をするにあたり、客観的な目安となるもの)の8割程度。現金または融資により土地を購入すると、節税になる。

※令和8年度(2026年度)の改正により、相続開始前や贈与前の5年以内に購入した貸付用不動産については、通常の取引価格(基本的には購入価額)の80%で評価される。

☐ 自動車を購入する

相続時、自動車の評価の算定方法は右記のいずれか。現金または融資により車を購入すると、節税になる。

A 中古車買い取り業者の査定価格を参考にする。

B 実際の売却価格を参考にする。

C 相続開始日の新品価格から減価償却相当額を控除する。

● 相続税法上の特例を使う

☐ 小規模宅地等の特例を活用する

一定の要件を満たす場合に、その宅地の評価額を最大で80%減額できる(→本書P.156)。おもな小規模宅地等の特例の対象となる宅地と減額割合は、以下のとおり。

・特定居住用宅地等(住居として使用)	宅地評価額を330㎡まで80%減額
・貸付事業用宅地等(賃貸物件として使用)	宅地評価額を200㎡まで50%減額

3 その他の方法

●非課税枠を使う

☐ 生命保険に入る

相続人が死亡保険金を受けとった場合、「500万円×法定相続人の数」までが非課税となるので、現金で保有するより節税になる（→本書P.160）。

☐ 死亡退職金を受けとる

相続人が故人の会社からの死亡退職金を受けとる場合、「500万円×法定相続人の数」までが非課税となる。なお、個人事業主や会社経営者で小規模企業共済に加入している場合も、死亡退職金を受けとることができる（→本書P.68）。

●税額控除を使う

☐ 配偶者の税額軽減を利用する

対象は配偶者。法定相続分か、1億6,000万円のいずれか大きい金額まで非課税となる。相続税の納税の有無に関係なく、申告が必要（→本書P.134,136）。

☐ 相次相続控除を利用する

相続開始前10年以内に被相続人が相続または遺贈により財産を取得し、さらに相続税を納めた場合には、その被相続人から相続により財産を取得した相続人は、一定の金額を控除できる（→本書P.136）。

☐ 未成年者控除を利用する

法定相続人が未成年者に該当する場合は、その年齢に応じて控除を受けることができる（→本書P.136）。

控除額 = 10万円 × 満18歳になるまでの年数（端数は切り上げ）

控除額がその未成年者の相続税額より大きく、全額を引き切れない場合は、その分の金額をその未成年者の扶養義務者※の相続税額から差し引く。

※配偶者、直系血族および兄弟姉妹のほか3親等内の親族のうち一定のものを指す。

☐ 障害者控除を利用する

法定相続人が85歳未満の障害者に該当する場合は、その年齢に応じて控除を受けることができる（→本書P.136）。

控除額 = 10万円 × 満85歳になるまでの年数（端数は切り上げ）

※なお、障害者が特別障害者の場合は20万円。

控除額がその障害者の相続税額より大きく、全額を引き切れない場合は、その分の金額をその障害者の扶養義務者の相続税額から差し引く。

●その他

☐ 養子縁組をして基礎控除額を増やす

養子については、1人増えると相続税の基礎控除が600万円増え、相続税の税率も下がる可能性がある。また、生命保険金や死亡退職金の非課税枠も増える。ただし、法定相続人の数に算入される養子の数には制限がある（→本書P.39,130）。

☐ 一次相続と二次相続の合計で分割等を考える

相続は一次相続（両親のうち、どちらか一方が亡くなったときにのこされた配偶者と子などで相続すること）と二次相続（のこされたもう一方の親も亡くなったときの相続）のトータルで考えることが大切。あらかじめ二次相続の相続税を試算したうえで、一次相続の遺言の内容や遺産分割の内容を決めるのが賢い方法（→本書P.162）。